

第 3 部

環境(公害)調査
と現況

第3部 環境（公害）調査と現況

第1章 公害苦情

第1節 苦情件数

平成25年度に本市で受理した公害苦情件数は、103件であった（大気、水質、騒音、振動、悪臭、その他、なお同一苦情については1件として数えた）。

種類別にみると、騒音が41件（39.8%）で最も多く、次いで大気の25件（24.3%）、悪臭24件（23.3%）、振動6件（5.8%）、水質5件（4.9%）、その他2件（1.9%）と続いている。

以下に月別の発生件数、規制対象別、用途地域別の表3-1-1、3-1-2、図3-1-1を示すが、件数の多いものとしては、工場・事業場及び建設作業にかかる騒音、焼却炉その他からのばい煙、発生源不明の悪臭などがある。

表3-1-1 平成25年度月別公害苦情発生件数

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計	割合(%)
大気	0	2	3	2	4	1	3	1	1	3	2	3	25	24.3
水質	0	0	2	1	0	0	0	1	0	1	0	0	5	4.9
騒音	1	3	4	6	7	5	4	1	5	2	2	1	41	39.8
振動	0	1	2	1	0	1	0	0	1	0	0	0	6	5.8
悪臭	3	2	1	6	1	2	1	3	2	1	0	2	24	23.3
その他	1	0	0	0	1	0	0	0	0	0	0	0	2	1.9
合計	5	8	12	16	13	9	8	6	9	7	4	6	103	100.0

（重複を除いた件数）

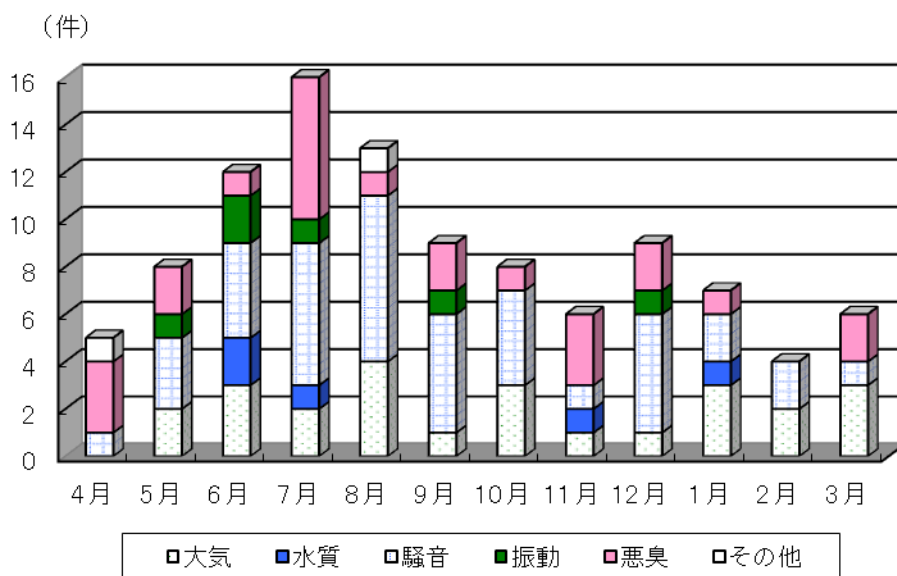


図3-1-1 平成25年度月別公害苦情発生件数

表 3-1-2 平成 25 年度公害苦情件数（規制対象及び用途地域別）

(件)

		法 令 根 拠				用 途 地 域								合 計
		法 律	条 例	な し	小 計	住 専 系	住 居 系	近 隣 商 業	商 業	準 工 業	工 業	無 指 定	小 計	
大 気	ば い 煙		13		13	4	3			4	2		13	25
	燃 焼 不 適 物 の 焼 却				0								0	
	粉 じ ん			5	5	1				2	2		5	
	そ の 他		5	2	7	2				4	1		7	
	小 計	0	18	7	25	7	3	0	0	10	5	0	25	
水 質	工 場 ・ 事 業 場 排 水				0								0	5
	河 川 ・ 用 水		1	4	5	2	2				1		5	
	そ の 他				0								0	
	小 計	0	1	4	5	2	2	0	0	0	1	0	5	
騒 音	工 場 ・ 事 業 場 騒 音	4	2	6	12	1	4			5	2		12	41
	建 設 作 業 ・ 資 材 置 場 騒 音	2		22	24	3	11	2	4	4			24	
	深 夜 営 業 騒 音		3		3	2			1				3	
	拡 声 器 騒 音				0								0	
	そ の 他			2	2	1				1			2	
	小 計	6	5	30	41	7	15	2	5	10	2	0	41	
振 動	工 場 ・ 事 業 場 振 動				0								0	6
	建 設 作 業 ・ 資 材 置 場 振 動	2		4	6	1	2			2	1		6	
	そ の 他				0								0	
	小 計	2	0	4	6	1	2	0	0	2	1	0	6	
悪 臭	印 刷		4		4					2	2		4	24
	塗 装	2		1	3		1			2			3	
	そ の 他		1	16	17	4	3		2	6	2		17	
	小 計	2	5	17	24	4	4	0	2	10	4	0	24	
そ の 他				2	2		2						2	2
合 計	件 数	10	29	64	103	21	28	2	7	32	13	0	103	103
	構 成 比 率 (%)	9.7	28.2	62.1	100	20.4	27.2	1.9	6.8	31.1	12.6	0	100	

(重複を除いた件数)

第2節 苦情件数の推移

本市の過去10年間における公害苦情の推移を表3-1-3、図3-1-2に示す。

これによると、平成22年度が77件でここ10年間では最も少なくなっている。

件数としては、平成16年から平成22年にかけて減少傾向であるが、その後は100件前後で推移している。

表3-1-3 過去10年間における公害苦情の推移(平成16年度～平成25年度)

(件)

公害区分 \ 年度	16	17	18	19	20	21	22	23	24	25
	大気	61 (70)	45 (55)	39 (44)	31 (40)	24 (27)	18 (22)	25 (31)	20 (21)	27 (27)
水質	0 (0)	4 (4)	9 (11)	23 (24)	13 (13)	4 (4)	1 (2)	6 (6)	6 (6)	5 (6)
騒音	43 (53)	58 (68)	30 (39)	33 (44)	37 (42)	39 (47)	28 (33)	41 (46)	41 (43)	41 (43)
振動	4 (4)	11 (13)	5 (6)	7 (11)	4 (4)	4 (4)	4 (4)	4 (6)	7 (7)	6 (6)
悪臭	19 (21)	18 (26)	31 (33)	10 (16)	31 (36)	23 (26)	17 (30)	13 (17)	23 (24)	24 (29)
その他	3 (3)	2 (5)	3 (3)	2 (2)	2 (2)	1 (1)	2 (2)	3 (3)	1 (1)	2 (2)
合計	130 (151)	138 (171)	117 (136)	106 (137)	111 (124)	89 (104)	77 (102)	87 (99)	105 (108)	103 (113)

同一苦情については1件として数えた件数

() 内は、重複も含めた件数

<焼却に関する苦情について>

ドラム缶等焼却炉以外での焼却（野焼き）について、以前は工場、建設・解体現場等の比較的大規模なものが想定されていた。しかし、今日では一般家庭における紙くずや剪定枝の焼却の煙などが苦情発生源に含まれている。さらに焼却炉で燃やす場合にも火入れ直後は炉内温度が上がっておらず、一時的に煙が出ることについても過敏になっていると考えられる。

<騒音苦情について>

騒音苦情については、機械設備等の改良により工場・事業場からのもの、建設・解体に伴うもの、いずれも規制基準を下回るものが多くなった。しかし、機械設備等の改良とは反対に、工場・事業場の圧縮機などの機械音よりも、出入りのトラックの荷積みやアイドリング音、手作業による金属製品の加工音（ハンマー音など）の方が騒がしい。また、建設作業において杭打ち機、バックホウ（ショベルカー）の低騒音化は進んだが、それ以外（ハンドブレーカーなど）の機械音や作業音の方が騒がしいということがある。

さらには住宅地などでは普段が比較的静穏であるため、逆に特定の音が耳につくということもある。特に感覚公害といわれる騒音については、一度耳についてしまうと小さな音であっても、その音が発生するだけで気になることがあり、解決が難しい場合がある。

<振動苦情について>

戸田市は地質上地盤が比較的軟弱であるため、振動が比較的広範囲にわたることがあり、建設・解体現場から離れたところからも苦情が寄せられる場合がある。

<悪臭苦情について>

発生源が規制対象外のものが多く（悪臭苦情の7～8割）、発生源不明なものは実態をつかむのが難しい。また、未処理の生活排水の滞留など悪臭対策はかなり困難なものが多い。

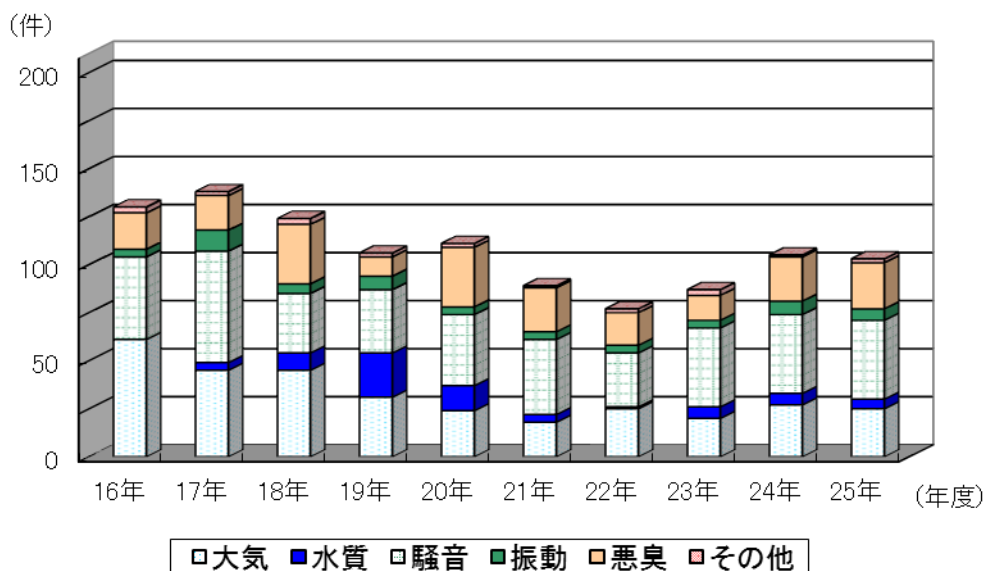


図 3-1-2 公害苦情の推移（平成16年度～平成25年度）